

(年金制度)：年金会計基準再考(3) - さらに揺れる会計基準

数理計算上の差異の即時認識だけでなく、基礎率やキャッシュフローに関連する開示事項を充実させる、年金資産・債務の差額でなく、総額を連結財務諸表に計上する、キャッシュバランスプランの扱いを改める、など会計基準の変革が、グローバルに進展している。今後の制度設計・運営に当たっては、これらの動きへの目配りが欠かせない。

退職給付会計見直しの動きは、英国 FRS17 にみる、数理計算上の差異の即時認識ではない。第1に米国では、年金や医療の開示基準である財務会計基準書 132 号 (FAS132) の改定を通じた、開示事項の充実の動きがある。2003 年 12 月に発表された、改定 FAS132 では、開示項目として、1. 資産配分割合、2. 投資政策・戦略、3. 期待収益率の算定根拠、4. 累積給付債務 (ABO)、5. 給付額の予測、6. 掛け金拠出額の予測、7. 基礎率の一覧、8. 年金費用・年金債務などの測定日、9. 年金資産・債務の調整 (計算) 過程、10. 四半期の年金費用の構成要素、が追加された。

このようは、基礎率の前提やキャッシュフローの予測などを明らかにする動きは、国際会計基準にも波及している。前回説明した、2004 年末の国際会計基準書第 19 号 (IAS19) では、数理計算上の差異の即時認識の選択を認めるのと同時に、開示事項の充実を求めた。年金資産の資産配分や掛け金拠出額、期待運用収益率の根拠などといった、新たな開示項目は新 FAS132 と共通している部分が多い。

第2に米国では、開示の充実からさらに改革の歩を進めようとしている。さる 6 月、証券取引委員会 (SEC) が作成した、オフバランス取引に関する会計に関する報告書が公表された。この報告は 2002 年企業改革法 (サーベンス・オクスレイ法) にもとづく。同法では SEC に対して、他社への投資、金融資産への投資、退職給付、リース取引、偶発債務と保証、その他、という 6 タイプのオフバランス取引について、使用されている程度やそれらの財務報告の適正さ・正確さを調査するように義務づけた。それに応じて、公開企業 200 社 (内大企業 100 社) を調査した結果がこの報告である。

200 社の内、給付建て制度を持っている企業は 96 社であった。それらの財務報告データを元に上場企業全体の数値を推計すると、数理計算上の差異の遅延認識や資産評価の平滑化 (スモージング) などによって、4,140 億ドル (45 兆円) ものバランスシートに計上されていない隠れ債務があると結論づけている。そこで、財務報告基準理事会 (FASB) はこれからの課題として、資産と債務の差額 (ネット) でなく、連結決算のように総額を計上する、遅延認識を止める、などを検討すべきとしている。上述した開示事項の充実が進展していることを認めつつも、「十分な開示は悪しき会計処理を是正しない」として、やはり会計処理そのものの見直しを提言した。もしも、将来これらの改正が実現すれば、数理計算上の差異の即時認識にとどまらない、大きな影響をもたらすであろう。

第3に、より差し迫った課題として、キャッシュバランスプランの会計処理がある。2003 年

秋に国際会計基準理事会（IASB）の解釈指針委員会（IFRIC）は、キャッシュバランスプランに関する解釈指針案第9号（D9）を発表した。ここでは、クレジットの再評価率が定率の制度では、伝統的な給付建て制度と同じく、将来の予測給付額をもとに退職給付債務を計算する、再評価率が市場実勢により変動する制度では、仮想勘定残高をそのまま退職給付債務とする、ものである。現在は、制度が給付建て（キャッシュバランスプラン）か、拠出建てか、をどう区別するかについて検討している。

キャッシュバランスプランの会計処理については、米国の財務会計基準理事会（FASB）でも検討されている。国際会計基準と同様の扱いを原則としつつ、脱退一時金を支払う場合には債務額を一時金額以上とする扱いが提案された。ただ、最終案の提示に向けては、財務会計基準書87号（FAS87）がそもそも一時金を支払う制度を想定していなかったこともあり、再評価率が変動か固定か、が問題になっているという。

わが国のキャッシュバランスプランのほとんどは、再評価率が変動する仕組みになっている。したがって、両者のように再評価率の変動・固定をもとに処理を変える基準が受け入れられた場合には、仮想勘定の残高を退職給付債務とすることになるだろう。この基準であれば、かつての退職給与引当金において期末要支給額を10割計上するのに他ならない。その場合の債務額が、現在の基準に比べて増えるかどうかは、再評価率の水準などに依存し、一概にはいえない。ただ、仮想残高と会計上の退職給付債務という2つがあった、キャッシュバランスプランの制度上の債務（仮想勘定残高）が1つになることで処理がしやすくなる点はメリットではないか。

振り返ると、現在のような退職給付会計基準のスタートは、1985年に制定されたFAS87であった。それから20年が経過した現在、数理計算上の差異の即時認識を含めて、昨今の退職給付会計見直しの動きをまとめると、次頁の図表の通りであり、この数年、急ピッチで変革が進んでいるのがわかる。背景の1つは、財務報告の主たる目的の変化である。年々の収益・費用がキャッシュフローに実現する過程を示すことから、資産と負債の差額である純資産の増減の要因を示すことに重点が移ってきた。また、この2、3年、エンロン事件などの反省から、経営者による会計上の裁量を抑え、財務報告の恣意性を狭めようという動きが強くなった。その中で、さまざまな仮定に満ちている退職給付会計は批判の対象になりやすい。

もう1つ、資産運用利回りの低下、長期雇用慣行の見直しと労働市場の流動化、によって、退職給付制度の設計が見直されつつある。キャッシュバランスプランの導入は、その良い例である。新たな仕組みにどう対応するか、これまでの会計の考え方が改めて問われている。

変革は世界的に進んでいる。その例が、国際会計基準理事会と米国財務会計基準理事会が2002年に結んだノーフォーク合意（2009年までに両者の基準を統一するという内容）や国際会計基準が2005年からEUの統一基準になったことである。わが国で2000年に退職給付会計の内容を決定する際にも、海外の影響があった。そう考えると、紆余曲折があるとしても今後、数理計算上の差異についての即時認識や開示の拡大などの変革は、いずれわが国に波及してくる可能性が高い。退職給付制度を運営していく上では、これら海外の動きを視野に入れておく必要がある（巻末に続く）。

（臼杵 政治）

図表 1：海外諸国における 2003 年以降の退職給付会計の変化

基準となる国	基準の番号	内 容	適用時期
英国	FRS17 (従来は SSAP24)	数理計算上の差異の 即時認識など	2005年から適用
米国	FAS132	開示事項の拡大	2003年12月から適用
米国	FAS87	キャッシュバランプラン についての新解釈	検討中(2004年に草案)
国際会計基準	IAS19	数理計算上の差異の即時認識 (選択制)	2004年末から適用
国際会計基準	IAS19	開示事項の拡大	2004年末から適用
国際会計基準	IAS19	キャッシュバランプラン についての新解釈	検討中(2004年に草案)
国際会計基準	IAS19	EU諸国の共通基準として適用	2005年から適用

発行： ニッセイ基礎研究所

〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-1-7 九段センタービル

FAX：03-5512-1082 E-mail：pension-query@nli-research.co.jp

年金ストラテジーWeb アドレス http://www.nli-research.co.jp/stra/stra_all.html

本誌記載のデータは信頼ある情報源から入手、加工したものです。その正確性と完全性を保証するものではありません。

本誌内容について、将来見解を変更することもあります。本誌は情報提供が目的であり、記載の意見や予測は、契約の締結や解約を勧誘するものではありません。ニッセイ基礎研究所の書面による同意なしに本誌を複写、引用、配布することを禁じます。